

西東京市クーリングシェルター募集要領

（目的）

第1 この要領は、西東京市（以下「市」という。）が、気候変動適応法に基づき、市内の公共施設又は民間施設を指定暑熱避難施設（以下「クーリングシェルター」という。）として指定し、熱中症による健康被害防止の取組を実施するために必要な事項を定めるものである。

（募集要件）

第2 応募資格は、市内に所在する施設で、次の条件を満たすことができる施設とする。

- (1) 適当な冷房設備を有すること
- (2) 住民その他の者の滞在のために供すべき部分について、必要かつ適切な空間を確保すること
- (3) 東京都に熱中症特別警戒情報が発表されたときは、当該施設を住民その他の者に開放することができること
- (4) クーリングシェルターの開放について、開放可能曜日及び時間帯、受入可能人数などを事前に公表できること
- (5) クーリングシェルターに指定された際、施設の出入り口などに指定施設であることを掲示できること
- (6) 本市とクーリングシェルターに関する協定を締結することができること

（指定施設の実施事項）

第3 クーリングシェルターに指定された施設は、主に次の内容を実施する。

- (1) 冷房設備の適切な管理
- (2) 休息用の椅子等の準備
- (3) 東京都に熱中症特別警戒情報が発表されたときに、当該施設の受入可能な曜日及び時間にクーリングシェルターとして開放
- (4) 各施設の出入口等、見やすい場所への市指定のクーリングシェルターである旨を示す掲示物等の掲示
- (5) クーリングシェルター利用者への対応

（施設運用期間）

第4 クーリングシェルターの運用期間は、熱中症特別警戒情報発表時とする。また、熱中症特別警戒情報発表時以外においても、住民その他の者が暑熱を避けるための滞在場所として開放することに努める。なお、運用することができる日及び時間帯は、各施設の実情に応じるものとする。

(応募方法及び期間)

第5 別紙指定申込書に必要事項を記載し、図面を添えて、持参、郵送、電子メールのいずれかの方法によって、提出する。応募は随時受け付けるものとする。

2 指定申込書を提出した時点で、市からのクーリングシェルターの指定に同意したものとみなす。

(その他)

第6 公序良俗に反する、取組の趣旨に適さない等、市が不相当と認める場合は、クーリングシェルターとして指定されない、または指定を解除する場合がある。

また、クーリングシェルター利用者が施設等に損害を与えた場合であっても、市は損害賠償の責任を負わないとともに、冷房設備の電気代等のかかる一切の費用については、施設事業者の負担となり、市からの補助金はない。

◆問合せ

西東京市みどり環境部環境保全課環境保全係

TEL : 042-438-4042

Mail : kankyou@city.nishitokyo.lg.jp